

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	鹿児島大学	科目名	リーガルクリニックA/B
配当年次	2年次	単位数	2単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修(A)	選択必修	選択(B)	※リーガルクリニックA・Bともに集中講義
受講学生数(クリニックA)	25名	受講学生数(クリニックB)	7名
担当教員数	研究者教員(1)名、実務家教員(4)名	研究者教員	クリニック全体のコーディネーター。相談には同席しない。事後検討会には同席する。非弁護士の研究者。
研究者教員との関与の仕方	法律事務所等について		
① クリニック実施のための法律事務所 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ② 事務所名称 ( ) ③ 体制、研究者教員1名、実務家教員4名、学外協力弁護士として3名 ④ クリニック実施のための法律相談所 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑤ 相談所名称 ( ) ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )			
取り扱い分野			
民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 時に定めていない ・ その他 ( )			
除外分野 ( )			
学生が関与する内容			
( ) ○ ) 法律相談(1回限りのみ) ( ) ) 法律相談(継続相談を含む) ( ) ) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 ( ) ) 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く) ( ) ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 ( ) ) その他 ( )			
法律相談への学生の関与形態	( )	傍聴のみで原則として発言しない	( )
	( )	弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする	( )
	( )	原則として学生がヒアリング、回答を行う	( )
	( )	その他 ( )	( )
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

科目の概要	授業方法
第1回～第4回 法律相談の役割と手順、法律相談において留意するべき点、弁護士と相談者とのコミュニケーションの阻害要因と促進要因、ADRと訴訟手続との役割分担などを学ぶ。基本的に講義形式で実施するが、教材ビデオ、相談事例を活用し、具体的事例を踏まえて検討する。 第5回～第12回 仮想の事例を素材として、受講者が弁護士役でロールプレイによる法律相談の模擬体験をし、その後、共同検討、講評をする。素材とする事例は現実のケースとして不自然でなく、かつ、実体法、手続法の基礎的理解と応用能力を問うよう配慮される。 第13回～第15回 法律相談を実施し、受講者は自ら法律相談を担当する。実施後、共同検討をする。 ※夏季集中で実施されることもある。夏季集中の場合、全4日間で実施され、講義1日、ロールプレイ2日、事前に募集した法律相談1日の内訳で実施される。法律相談は学生2人1組で1時間程度実施される。	授業全体に占める法律相談、事件活動の割合 授業は、①講義、②ロールプレイ、③法律相談の3部構成とし、授業全体に占める法律相談の割合は2割程度。 授業全体に占める法律相談、事件活動の割合 授業は、①講義、②ロールプレイ、③法律相談の3部構成とし、授業全体に占める法律相談の割合は2割程度。 クリニックの特徴、留意している点など 「あるべき弁護士像」をふまえて、技術論よりも受講者が弁護士業務における法律相談の固有の役割を理解することを重視する。法律相談とカウンセリングには本質的相違があることに注意を喚起し、面接技法に深入りすることはあえてしない。ロールプレイでは素材事例の選択に配慮し、実体法、手続法の正確な理解と応用力、弁護士倫理への敬意、背景事実の洞察を訓練するように配慮している。 授業方法実施に際しての課題 ・ ロールプレイにあたり、適切な模擬相談者を確保すること ・ 法律相談にあたり、適切な相談を確保すること その他 アイデア法律相談所は実務家教員と研究者教員が担当しているが、学生が同席するものではない。アイデア法律相談所は、研究者教員の実務訓練の機会として有意義であり、また、教材の素材を提供する場として機能している。 アイデア法律相談所について下記参照。 <a href="http://www.ehime-u.ac.jp/shokai/shisetsu_center/aiai.html">http://www.ehime-u.ac.jp/shokai/shisetsu_center/aiai.html</a>

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	神奈川大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	2, 3年	単位数	2 単位
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合( エクスチェンジャ、ADR )との選択	
受講学生数 (2007年度前期)	32名	受講学生数 (2007年度後期)	32名(通年講義)
担当教員数	研究者教員 ( 全員 ) 名、実務家教員 ( 7 ) 名		
研究者教員の関与の仕方	相談に同席、相談後実務家教員とともに指導、弁護士登録無し		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有
- ② 事務所名称 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名  
b 研究者教員 ( ) 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  無
- ⑤ 相談所名称 (横浜弁護士会みなとみらい相談所 )
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( 神奈川大学エクスチェンジャー内の部屋を利用して週2回、弁護士会が当日事務員を派遣 )

取り扱い分野

民事全般 ・  家事 ・  刑事 ・ 特に定めていない ・  その他 ( 国際人権、地方自治 )  
除外分野 ( 刑事 )

学生が関与する内容

- ( ) 法律相談 (1 回限りのみ) 原則的にはこの形だけ
- ( ) 法律相談 (継続相談を含む) ケースにより例外的に
- ( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く) ケースにより例外的に
- ( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) その他 ( )

法律相談への学生の関与形態

- ( ) 傍聴のみで原則として発言しない ← みなとみらい
- ( ) 弁護士の許可を得て適宜質問などの発言をする
- ( ) 原則として学生がリアレンジ、回答を行う←学内
- ( ) その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有  無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

みなとみらいでは弁護士会規定による費用徴収  
ただし学内は無料

授業方法

(A) 九州大学との合同で、屋久島において2泊3日でクリニックを行う。相談は事前に大学の事務が電話で受け付ける。学生1名が1つの案件の担当者となり、5〜6名で1チーム、合計3チームを作る。クリニック前日に、電話受付の際に大学職員が作成した受付票(場合によってはその他の資料)を元に、チームごとで学生だけの事前検討会と弁護士教員を交えた事前検討会を行う。クリニック期間内に島内に4箇所の相談会場を設けるが、各日はそのうち3会場で相談を行う。1チームが1つの会場を担当し、各会場に弁護士教員1名がつく。相談は原則1件につき1時間で、一日5件ほど。弁護士教員の指導の下で学生も聞き取り、回答の発言を行うが、ほとんどは弁護士教員が行う。その日の相談が終了した後、全体での事後検討会を行う。その日の案件の担当者が全員の前で事案の内容、回答内容などを説明し、質問を受ける。担当した弁護士教員が適宜補足する。

(B) 実務家教員である木山・松下弁護士と米田教授が共同で担当し、個々の学生の経験を実践面・理論面からサポートする。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

クリニックの特徴、留意している点など

(A) 会場が設けられる屋久島には裁判所は簡易裁判所しかなく、島内に弁護士は在住していない。さらに、島の社会は、地縁血縁で強く結ばれた共同体社会である。住民にとって法的手段に訴えることは必ずしも容易ではなく、またそのことが相談者の利益にならない場合もある。この点に特に注意すべきであるということが弁護士教員から学生に説かれている。

(B) 市内において実施する形式を採用。

授業方法実施に際しての課題

寄せられる相談案件の内容にばらつきがあり、必ずしも学生の教育に適した内容ではない。また、電話受付の際に大学職員が作成した受付票の内容と、実際に相談の場で聞き取りをした内容が大幅に食い違うことが多く、学生の事前の準備が十分役立たないことも少なくない。そのため、弁護士教員がリードしすぎず、学生がリソースもあり、学生の自主的な聞き取りをどの程度まで確保することも課題といえる。

その他

屋久島到着初日、事前検討会の前に屋久島簡易裁判所の見学を行った。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	金沢大学	科目名	クリニック
配当年次	3年次前期	単位数	2 単位
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択必修 ・ 選択 ※選択必修の場合(エクスチェンツ、模擬裁判)との選択			
受講学生数 (2007年度前期)	24名	受講学生数 (2008年度前期)	28名
担当教員数	研究者教員 ( 1 ) 名、 実務家教員 ( 2 ) 名		
研究者教員の関与の仕方	実務家教員2名と交替で、相談に同席。		

法律事務所等について	
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input type="checkbox"/>
② 事務所名称 ( )	
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、 教員外 ( ) 名 b 研究者教員 ( ) 名、 実務家教員 ( ) 名
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input type="checkbox"/>
⑤ 相談所名称 ( )	
⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )	

取り扱い分野

民事全般・家事・刑事	<input type="checkbox"/> 性に定めていない	その他 ( )
除外分野 ( )		

学生が関与する内容

( )	法律相談 (1回限りのみ)	( )	傍聴のみで原則として発言しない
( )	法律相談 (継続相談を含む)	( )	弁護士の許可を得て適宜疑問などの発言をする
( )	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	( )	原則として学生がヒアリング、回答を行う
( )	法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	( )	その他 ( )
( )	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( )	
( )	その他 ( )	( )	

法律相談への学生の関与形態

( )	傍聴のみで原則として発言しない
( )	弁護士の許可を得て適宜疑問などの発言をする
( )	原則として学生がヒアリング、回答を行う
( )	その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

授業方法 法

クリニックを一般民事、国際人権、自治の3グループに分け、履修者は合計8回参加することによって2単位を取得する。一般民事グループは、一般民事を学内で4回、みなとみらいで2回、人権・自治のいずれかに2回参加することが義務づけられている。国際人権・自治のグループは、それぞれの分野に6回、一般民事に2回参加することが義務づけられている。

一般民事は、法律相談を行った後、事例の検討をする。国際人権、自治については法律相談に加え、弁護士の講演、紛争当事者の体験を講堂で聞くことを相談に代えることもある。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

8割。相談にたざさわった後、レポートを提出してもらう。

クリニックの特徴、留意している点など

国際人権、自治に関するクリニックに特徴がある。これらは、法学研究所附属の国際人権センター、自治センターと連携することによって、法律相談だけでなく、市民の啓蒙、市民との連携、情報基地としての役割を目指し、多様な社会問題に開かれた法科大学院の核として位置づけられている。

授業方法実施に際しての課題

なによりも事件の確保が課題となる。一般民事については、多様な広報活動とこれまでの実績によって社会に定着しつつあるが、国際人権と自治に関しては教員の人数に依存しているところもあり、社会的な認知を浸透拡大していく必要がある。

法律相談においては、学内では学生主導で相談を受けるが、時間の制約もあって教員が引き継いでまとめることが多くなる傾向がある。みなとみらい相談所では、学生は傍聴だけなので、弁護士会と学生を積極的に参加させることについて合意を求めていく必要がある。

その他

学生の積極参加という観点からは、学生実務規則を日本においても設けて、法科大学院生の社会的地位を承認させる必要がある。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	関西大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	2・3年次	単位数	1 単位
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合 ( )との選択			
受講学生数 (2007年度前期)	55名	受講学生数 (2007年度後期)	52名
担当教員数	研究者教員 ( 0 ) 名、実務家教員 ( 23 ) 名	研究者教員	( 0 ) 名、実務家教員 ( 23 ) 名
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有  ( ) 名、専任教員 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名  
 ② 事務所名称 ( )  
 ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名  
 b 研究者教員 ( ) 名  
 ④ クリニック実施のための法律相談所  有 (関西大学中之島センターを利用)  
 ⑤ 相談所名称 ( 関西大学中之島センター無料法律相談 )  
 ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )  
 ⑦ 相談所で法律相談用の個室がある。法律相談の予約を受ける職員も常駐している。( )

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ( )  
 除外分野 ( )

学生が関与する内容

- ( ) ○ ) 法律相談 (1回限りのみ) ( )  
 ( ) ) 法律相談 (継続相談を含む) ( )  
 ( ) ) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 ( )  
 ( ) ) 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く) ( )  
 ( ) ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 ( )  
 ( ) ) その他 ( )

法律相談への学生の関与形態

- ( ) ) 傍聴のみで原則として発言しない ( )  
 ( ) ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする ( )  
 ( ) ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う ( )  
 ( ) ) その他 ( )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無

有  無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

( )

授業方法

科目の概要  
 学生を4名ずつのチームに分けて実施している。はじめに事前の研修を3コマ分通して1日で行う。ここではロイヤリングの内容を実施する(模擬法律相談など)。その後、毎週土曜日に相談を行う。1件につき1時間で、1日当たり4件行うこととしている。相談の実施回数は、受講人数に応じて変動するが、すべてのチームが2回は相談を担当し、2回は傍聴をすることとしている。最後に、事後の経験交流を2コマ分通して1日で行う。ここでは、相談を受けた案件を4件選んで報告する。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

約70%

クリニックの特徴、留意している点など

北陸三県の弁護士会(金沢弁護士会・富山県弁護士会・福井弁護士会)からの全面的な協力支援を受け、無料法律相談でも、所属弁護士の指導を仰いでいる。

授業方法実施に際しての課題

事前に相談内容を学生に知らせることが、事務的に難しい。  
 相談の受付事務については、事務的な負担が大きい。  
 相談者1名に対して学生8名(相談4名、傍聴4名)はやや多い。

その他

( )

クリニック全国状況調査：調査票

科目の概要	授業方 法
<p>1セメスターで1単位の科目。2年生の秋学期以降に履修。1名の教員（弁護士資格を有し、現に実務にたずさわっている）と3名の受講生が1クラスを構成し、90分授業を7回行う。第1週目の授業の最初から法律相談を実施し、相談時間は、60分程度を目処とする。残りの時間には、行われた法律相談を振り返って、その法律上の問題点や事実関係について、教員と受講生との間で質疑応答を行う。翌週には法律相談を実施しないで、受講生がその間の1週間で作成してきた法律相談票（カルテ）の検討をしながら、相談直後の検討をより深めたデイスカッションを行う。以後、法律相談の授業とデイスカッションの授業を繰り返し、3件程度の法律相談を行う。さらに、法律相談とは別に、現実に携わった法律相談の事案をモチーフにして、例えば、訴状や調停申立書、内容証明郵便といった実務的書面を受講生が起草し、教員がこれを添削するという学習を1～2件行う。事前に相談者の了解をとったうえで、受講生が相談者に発問をし、事情を聴取する。</p>	<p>授業全体に占める法律相談、事件活動の割合</p> <p>時間的割合でいえば、全体の3分の1程度が法律相談で、3分の1程度が相談内容のチェックをするための文献調査とカルテの作成、3分の1程度が訴状、答弁書、内容証明郵便等の起草である。</p>
<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の無料法律相談などでは、相談時間が30分程度しかないが、本リーガルクリニックでは、必要な場合には60分以上の時間をかけてじっくり相談者の話を聴くことができる。</li> <li>法科大学院のリーガルクリニックであるから、専門的内容の法律相談にも対応している。</li> <li>すでに弁護士に依頼している事案についても、セカンドオピニオンを提供することに意義があると考えて相談を行っている。</li> </ul> <p>&lt;留意している点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>守秘義務を徹底し、関連資料の紛失防止に留意させている。</li> <li>学生に対し、相談者には懇切丁寧に接し、事前の了解のもとに発問するなどの積極的参加を促すよう要求している。</li> </ul>	<p>授業方法実施に際しての課題</p> <p>現在の相談者は、一般市民や自営業者の方などであるが、今後、弁護士会、法テラス、地方自治体等の法律相談がますます充実してくると、本リーガルクリニックのように法律相談だけで、事案処理に携わらない形のリーガルクリニックに需要があるのか不安がある。授業内容の充実という点からも、事案処理も行うリーガルクリニックへの展開をすることが目下の課題である。</p>
<p>その他</p> <p>平成19年度から、カリキュラム改正を行い、リーガルクリニックについては、それまで2単位であったものを1単位の科目とし、選択科目とした。上記の「授業方法」は、1単位になつてからの内容であるが、それ以前は2倍のボリュームであったというだけの違いである。</p>	

大学名	関西学院大学	科目名	クリニックA
配当年次	2年次後期・3年次前期	単位数	2単位
必修・選択必修	必修、選択必修（何との選択必修か）、選択の別		
受講学生数（2007年度前期）	8名	受講学生数（2007年度後期）	8名
担当教員数	研究者教員（ ）名、実務家教員（各2）名	研究者教員（ ）名、実務家教員（各2）名	
研究者教員の関与の仕方	関与していない		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
② 事務所名称	（ ）名、非常勤（ ）名、教員外（ ）名		
③ 登録弁護士	a 専任教員（ ）名、実務家教員（ ）名 b 研究者教員（ ）名、実務家教員（ ）名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
⑤ 相談所名称	（ ）名、無（ ）名		
⑥ 相談所の具体的なあり方	（ ）名、無（ ）名		
（学内の多目的室を使用、職員は電話による受付と当日の案内を行う）			
取り扱い分野			
民事全般	・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他（ ）		
除外分野	（ ）		
学生が関与する内容			
（ ）	法律相談（1回限りのみ）		
（ ）	法律相談（継続相談を含む）		
（○）	法律相談＋内容証明など簡単な文書の作成		
（ ）	法律相談＋交渉（裁判手続やADRなどは除く）		
（ ）	法律相談＋調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般		
（ ）	その他（ ）		
法律相談への学生の関与形態			
（ ）	傍聴のみで発言しない		
（ ）	弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする		
（○）	原則として学生がヒアリング、回答を行う		
（ ）	その他（ ）		
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無			
有の場合、どんな場合に請求しますか？	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	関東学院大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	3年次	単位数	2単位
必修・選択必修 (向との選択必修か)、選択の別			
必修	選択必修	※選択必修の場合 ( ) どの選択	
受講学生数 (2007年度前期)	3名	受講学生数 (2007年度後期)	7名
担当教員数	研究者教員 ( 0 ) 名、実務家教員 ( 3 ) 名	研究者教員	研究者教員 ( 0 ) 名、実務家教員 ( 3 ) 名
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有  無
- ② 事務所名称 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名  
b 研究者教員 ( ) 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所  有  無
- ⑤ 相談所名称・(関東学院大学法科大学院法律相談所 ( ) )
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )
- (ナレッジ教室で、隔週水曜日(月2日)開室、1日あたりの受付相談件数は2件(予約制)に法律相談を行っている。専用の部屋はなく、スタッフはサテライト教室のスタッフが兼務している。)

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ( ) )

除外分野 ( ) )

学生が関与する内容

- ( ) ) 法律相談 (1回限りのみ)
- ( ○ ) ) 法律相談 (継続相談を含む)
- ( ) ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ( ) ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) ) その他 ( ) )

法律相談への学生の関与形態 ( ) ) 傍聴のみで原則として発言しない

( ) ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする

( ○ ) ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う

( ) ) その他 ( ) )

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無 有  無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

授業方法

科目の概要  
教員1名 + 学生4~5名を1組として、1回90分(学生2人で相談者からの聞き取り30分、教員・学生全員間での回答の打ち合せ20分、相談者への回答30分)の法律相談を行う。  
毎回の法律相談票はかなり詳しいものを各自記載して教員に提出し、添削して返す。  
授業の1回目はオリエンテーション、2回目は教員の相談の見学、3回目以降が上記の方法。ただし、学期の中間と最終回に各1回、法律相談を入れずに全員で事前検討の議論を行う。  
また、中間レポートと最終レポートを各自提出する。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

法律相談が約8割を占める。

クリニックの特徴、留意している点など

学生自身にヒアリングと回答を行わせるようにしており、学生の出来や慣れにもよるが、学生に責任を持たせるために、ヒアリングの際は教員ができるだけ回席しないようにしている。回答の際は原則として教員も同席するようにするが、できる限り学生に回答をさせるようにしており、教員は最後に補足的な説明をする等にとどめるようにしている。

授業方法実施に際しての課題

物的・人的資源の問題で、事件受任の体制ができていないのが今後の課題である。

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	九州大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	3 年前期 (夏季集中)	単位数	2 単位
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択 ※選択必修の場合 ( ) どの選択			
受講学生数 (2007 年度前期)	7 名	受講学生数 (2007 年度後期)	0 名
担当教員数	研究者教員 ( 0 ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
研究者教員の関与の仕方			
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
② 事務所名称 (弁護士法人九州リーガルクリニック法律事務所)			
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( 4 ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名 b 研究者教員 ( 3 ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑤ 相談所名称 ( )			
⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )			
取り扱い分野			
民法全般・家事・刑事・ <input checked="" type="checkbox"/> 特に定めていない・その他 ( )			
除外分野 ( )			
学生が関与する内容			
( ) 法律相談 (1 回限りのみ)	( )	( )	
( ) 法律相談 (継続相談を含む)	( )	( )	
( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成	( )	( )	
( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	( )	( )	
( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( )	( )	
( ) その他 ( )			
法律相談への学生の関与形態	( ) 傍聴のみで原則として発言しない ( ) 弁護士との許可を得て適宜発問などの発言をする ( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う ( ) その他 ( )		
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
有の場合、どんな場合に請求しますか?	法律事務所における通常の法律相談であるため、それと同様に請求している。		

授業方法
<p>科目の概要</p> <p>本学が横浜市内のメディアセンター内に置く無料法律相談所に訪れた相談者に対して、学生が主要な質問をしつつ法的な対応方法や解決に向けてのアドバイスを行う。現実の事件に加えて、その複雑さや利害対立の深刻さを知るとともに、実務的な論点の整理、学んできた法的知識に基づいて回答することによって、法律知識を実践的で確実なものとし、相談に対応する実務的能力を養い、法曹としての社会的役割を自覚することを目的とする。</p> <p>相談には、実務家教員が立ち会い、観りがないように配慮する。</p> <p>相談は3人を1チームとし、全体で4チームを予定する。一回のリーガルクリニックには、最も多い場合でも2チームがあたるようにする。相談は、チームのうち主任が質問や回答を行い、他の2人も随機に変にそれに加わるものとする。</p> <p>相談は隔週とし、相談の翌週は各チームが相談内容を報告し、回答の妥当性を検証するとともに、次週に予定されている相談内容について法的な問題点を把握できるように指導する。事前の準備ができるように、法律相談は、電話による事前予約制とする。どのような相談内容かについては、事前に学生に概略を知らせることとする。</p> <p style="text-align: center;">授業全体に占める法律相談、事件活動の割合</p> <p>実際の法律相談活動が100%であるといつてよいと考える。</p> <p>相談者がいないような時には、担当弁護士が過去に担当した事件を教材にして行っている。ビデオによって (他法科大学院作成) 相談のあり方を検討することも行っている。</p> <p style="text-align: center;">クリニックの特徴、留意している点など</p> <p>限られた時間内に終了するように、適宜教員がアドバイスする。</p> <p>なるべく学生の自主性に任せるように心掛けていく。</p> <p style="text-align: center;">授業方法実施に際しての課題</p> <p>相談事例が適切でないよう宣伝等に努力している。</p> <p style="text-align: center;">その他</p> <p>そ の 他</p>

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	京都産業大学	科目名	ローヤリング・クリニック
配当年次	2年秋学期・3年春季・秋学期	単位数	2単位
必修・選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合（ ）との選択	
受講学生数（2007年度前期）	7名	受講学生数（2007年度後期）	18名
担当教員数	研究者教員（1）名、実務家教員（1）名		
研究者教員の関与の仕方	弁護士登録をしている研究者教員が関与。相談に同席。また、評価方法や実施方法の詳細について責任を負担。		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有  無
- ② 事務所名称 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( ) 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ( ) 名、実務家教員 ( ) 名  
b 研究者教員 ( ) 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所 有  無
- ⑤ 相談所名称 ( ) 名
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 ( 受付やその後の対応は、法学系事務室が対応 )

取り扱い分野

民事全般  家事  刑事  特に定めていない  その他 ( )  
 除け分野 (すでに裁判になっているなどの紛争解決手続きに乗っている事案)

学生が関与する内容

- ( ) 法律相談（1回限りのみ）
- ( ) 法律相談（継続相談を含む）
- ( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ( ) 法律相談 + 交渉（裁判手続やADRなどは除く）
- ( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ( ) その他 ( )

法律相談への学生の関与形態

- ( ) 傍聴のみで原則として発言しない
- ( ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
- ( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
- ( ) その他 ( )

依頼者（相談者）に対する費用請求の有無

有  無

有の場合、どんな場合に請求しますか？

**授業方法**  
 担当教員の下に寄せられた相談や受任している事件に学生を関与させ、学生と共に法律相談、事件処理に取り組んでいる。  
 実施時期は、8月から9月の夏休休業期間のうちで、学生と担当教員の予定や事件の都合等を調整して日程が決定される。  
 科目の内容としては、司法研修所で行われる弁論実務に近いが、学生は一日中事務所にいるわけではなく、個別の事件ごとに集合する。事件は受講生全員で取り進む場合もあるし、受講生が複数の班に分かれてそれぞれ別の事件を扱うこともある。この他にも、過去の事件について依頼者に来てもらって話を聞きながら事例を検討するという「事例研究」を実施したこともある。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

8割程度

クリニックの特徴、留意している点など

- ・ 守秘義務に留意し、参加する学生には誓約書の提出を義務付けている。
- ・ 扱う案件が担当教員の下に寄せられたものであるため、学生の関与については当該依頼者の了解を得ることを前提としている。

授業方法実施に際しての課題

2008年度は受講生が3名であったため担当教員（上田）のみで実施できたが、2007年度は受講生が7名おり、担当教員一人では扱う事件を確保することができなかつたので、みなし専任の弁護士教員に協力を求めた。このように、適切で多様な事件をいかにして確保していくかが今後の課題となる。

その他



クリニック全国状況調査：調査票

大学名	京都大学	科目名	リーガル・クリニック
配当年次	3年次	単位数	2単位
必修・選択必修	必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別		
受講学生数 (2007年度前期)	18名	受講学生数 (2007年度後期)	(通年)
担当教員数	研究者教員 (3)名、実務家教員 (6)名		
研究者教員	初回のオリエンテーションの指導、単位認定の関与の仕方		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	無	
② 事務所名称 (弁護士法人くすのき)			
③ 登録弁護士	a 専任教員 (1)名、非常勤 ( )名、教員外 ( )名 b 研究者教員 ( )名、実務家教員 (1)名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤ 相談所名称 ( )			
⑥ 相談所の具体的なあり方 ( )			
取り扱い分野			
民事全般	家事・刑事・特に定めていない・その他 ( )		
除外分野	①現在、裁判所にかかっている事件-②現在弁護士・司法書士などに対して委任がされている事件、③税金・税務に関する相談、④入管関係(在留資格・期間等)についての事件、⑤涉外家族関係についての事件、⑥刑事事件、⑦その他、学生の教育目的として適さない判断された事件)		
学生が関与する内容			
( ) )	法律相談 (1回限りのみ)	( ) )	傍聴のみで原則として発言しない
( ) )	法律相談 (継続相談を含む)	( ) )	(○)[前期] 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
( ) )	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	( ) )	(○)[後期] 原則として学生がヒアリング、回答を行う
( ) )	法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	( ) )	その他 ( ) )
( ) )	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( ) )	
( ) )	その他 ( ) )	( ) )	
法律相談への学生の関与形態			
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/>	
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

科目の概要

授業方法

京都産業大学のクリニックは主として、以下の4つの内容からなる。

1. 法律相談を典型とする「実務科目」を履修するための前提講義 事実の聞き取り等に関する技術に加え、その理論的背景などを『実務ローヤリオン講義』(民事法研究会)や「語りとしての法運用」(榎孝雄)などを使って教示。また、相談に関する模擬相談を1時間かけて経験させ、そこでの課題などを議論させる。
2. サテライトキャンパス(京都駅前)での無料法律相談 院生がかかわる法律相談は学期期間中2回のペースで行われる。1件に2名の院生と1名の教員が関与する。相談時間は1件1時間30分。
3. 消費者問題研究会の開催 京都近辺の消費生活相談員から提供いただいた事例に法的な分析をする。
4. 法律実務講演会の開催 学期に1回、特定の専門領域を持つ弁護士など実務家に外部講師として講演をしてもらい、議論する。例えば、町の景観に関する訴訟をしている弁護士や少年事件に専門的に関与している弁護士などに講演をしてもらっている。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

70%程度。院生は必ず2件以上の法律相談に関与し、その報告書をレポートとして提出することになる。

クリニックの特徴、留意している点など

実務を基礎にしつつも、法律相談に関する理論的な経緯や実施方法の考え方などについても教育していること。また、院生が事実の聴取や回答に主体的に関与すること(実際には教員がかかわりをもたなければならぬ事実も少なくないが)。担当教員が消費者問題の法的専門家であることもあって、消費者問題に関する研究会を継続的に開催し、相談員や行政の担当者などから現場の法的な対応を聞くことができること。

したがって、秘密の保持については、誓約書を基本としつつも、毎回、具体的に指示をするなど、留意している。また、相談者の満足を得るために丁寧に相談時間をとっている。

授業方法実施に際しての課題

春学期と秋学期で受講者数に差がでるなどした場合に、それぞれの学生にかけられる指導の厚みが異なってしまうという課題がある。また、法律相談は事前の予約制で、これも1日最大6件の予約を受け付けているが、予約が埋まることもあるし、1件だけしか相談がこないこともある。その中で、すべての学生に2回以上の相談に関与させることが容易ではない(計画的に実施することは困難である)。学生の満足度は高いと思われるが、それが日々の勉強などにどのようにつながっているかについては評価が難しい。また、成績が思わしくない院生は、ローヤリオンにかかわらず、実務科目を敬遠する傾向にあるように思われる。

その他

個人的には、将来は学内「法律事務所」を設置して、この講義に対応すべきだと考えている。また、弁護士会との関与や行政機関との連携も場合によっては考える必要があるように思う。なお、院生が「内容証明」や「示談書」に関与する事案は極めてまれであり、ほとんどの場合には当日の情報提供で相談は終了することが多い。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	近畿大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	2・3年次	単位数	2 単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択必修	※選択必修の場合(エクスターニング、模擬裁判、民事弁護(演習)との選択)		
受講学生数(2007年度前期)	10名	受講学生数(2007年度後期)	9名
担当教員数	研究者教員(2)名、実務家教員(5)名		
研究者教員の関与の仕方	事前ガイダンス実施、模擬法律相談の実施を実務家教員と共同で行うなどしている。 また、弁護士登録(1名)をしているが相談には同席していない。		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input checked="" type="checkbox"/>		
② 事務所名称	( )		
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( )名、非常勤 ( )名、教員外 ( )名 b 研究者教員 ( )名、実務家教員 ( 0 )名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
⑤ 相談所名称・(リーガルクリニック室)	( )		
⑥ 相談所の具体的なあり方	( 常設のリーガルクリニック室があり、相談ブースが設置されている。 )		
取り扱い分野			
民事全般	<input checked="" type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 刑事	<input type="checkbox"/> その他(商事)
除外分野(刑事)	( )		
学生が関与する内容			
( ) ) 法律相談(1回限りのみ)	( ) ) 傍聴のみで原則として発言しない		
( ○ ) ) 法律相談(継続相談を含む)	( ) ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする		
( ) ) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	( ○ ) ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う		
( ) ) 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	( ) ) その他( )		
( ) ) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( ) )		
( ) ) その他( )	( ) )		
法律相談への学生の関与形態			
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

科目の概要  
14回の授業のうち、初回はオリエンテーション、最終回は全体の総括討論とし、その他の12回を2回ごとに区切り、各グループのうち、1回目の授業では、依頼者からの法律相談実習をおこなう。それを受けて、2週間後におこなわれる2回目の授業では、前回の法律相談での法律問題についての理解を深めるとともに、相談の技法に対する評価・反省・検討をおこなうための討論を、弁護士がコーディネートしておこなう。

法律相談にあたるチームは、弁護士1名・学生3名が原則である。このチームを火曜日と木曜日にそれぞれ3チーム編成し(したがって、計6チーム18名が基本)、各回に1件の相談に当たる。相談は、相談日の午後6時15分から90分実施する。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

14回中、6回が相談実習である(依頼者側から見れば、休職期間を除く月に2度、法律相談が実施される。そして、各期日に3件の相談が実施される)。

クリニックの特徴、留意している点など

リーガル・クリニックは、単に依頼者の法律問題を解決することを目的としたものではなく、法科大学院での教育の一環としておこなわれているのであるから、その趣旨に沿うべく、単に1回の相談実習をして終わりせず、その案件をもとにして理論的検討を進め、また相談方法を反省し改善していくための授業を併設している。その結果、学生にとっては、理論的にも、実技面でも、獲得しうるものが大きいと考えている。

授業方法実施に際しての課題

相談案件の確保が最大の課題である。

その他

クリニクスの全国状況調査：調査項目

大学名	熊本大学	科目名	リーガル・クリニック
配当年次	3年	単位数	2単位
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別 必修・選択必修の場合 エクステンジッド )との選択 なお、平成19年度にカリキュラムの見直しを行ったので、平成21年度3年次生から必修となる。			
受講学生数 (18年度前期)	1人	受講学生数 (19年度後期)	9人
担当教員数	研究者教員 ( 1 ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
研究者教員の関与の仕方	①授業担当(1回・2回) 授業の行程表作成、法律相談の概要や守秘義務の説明 ②成績評価 なお、平成21年度からの新カリにおいては、実務家教員との共同授業を採り入れる。		
法律事務所等について			
① クリニクス実施のための法律事務所	有 無		
② 事務所名称	弁護士法人大知徳法律事務所熊本リーガルクリニック		
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( ) 名、非常勤 ( ) 名、教員外 ( 1 ) 名 b 研究者教員 ( ) 名、実務家教員 ( 1 ) 名		
④ クリニクス実施のための法律相談所	有 無		
⑤ 相談所名称	( )		
⑥ 相談所の具体的なあり方	( )		
取り扱い分野			
民事全般	家事	刑事	特定でない・その他 ( )
除外分野 (刑事)			
学生が関与する内容			
( ) 法律相談 (1回限り)			
( ) 法律相談 (継続相談を含む)			
( ○ ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成			
( ) 法律相談 + 交渉			
( ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般			
( ) その他 ( )			
法律相談への学生の関与形態	( ) 傍聴のみで原則として発言しない ( ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする ( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う ( ) その他 ( )		
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	有	無	
有の場合、どんな場合に請求しますか?	法律相談段階では費用は請求しない。ただし、その後弁護士が受任する場合には、通常の報酬を請求している。		

授業方法	<p>毎週水曜日の所定の時間に、リーガルクリニックにおいて、相談者から法律相談を受け付け、学生がその相談に回答することにより実施する。法律相談は、事前に電話で予約を受け付ける形で行われるため、学生は事前に相談の概要を把握することができ、その範囲で事前準備を行うことができる。</p> <p>学生は、複数の者が一組となり、1件ないし2件の法律相談を担当するものとする。</p> <p>実施に際しては、1つのケースに最低1名の弁護士が指導教員として同席し、学生の回答内容や応接について、監督、指導および助言を行うものとする。</p>
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	第1回目の授業で模擬法律相談を実施するが、それ以外は、無料法律相談を実施している。
クリニクスの特徴、留意している点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーガルクリニック室において、無料法律相談を実施することにより、院生に対する臨床教育と市民サービスの両立を図ることを目指している。そのため、法科大学院の休明け期間中も、院生同席のもとで、市民に対する無料法律相談を継続して実施している。無料法律相談は、正規の「リーガル・クリニック」のカリキュラムとは別に、長期休暇を利用して有志の学生が市民サービスとして行うものであり、参加学生もリーガルクリニックと一致しない。</li> <li>また、地域貢献の見地から、近隣市町村の法律相談との相互補完を図れるよう、連絡を密にしている。</li> </ul>
授業方法実施に際しての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談予約がゼロの場合がある。このような場合には、模擬法律相談を実施することにより、この際の院生に対する指導内容が課題である。</li> <li>指導担当弁護士により、若干、指導方法に差異が生じてしまうようなので、調整の必要性について検討している。</li> <li>無料法律相談の広報の充実。</li> </ul>
その他	

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	久留米大学	科目名	リーガルクリニック
配当年次	種痘履修者2年以上、法学既履修者1年以上	単位数	1 単位
必修、選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合（ ）との選択	
受講学生数（2007年度前期）	名	受講学生数（2007年度後期）	9 名
担当教員数	研究者教員（ 1 ）名、実務家教員（ 5 ）名		
研究者教員の関与の仕方	法律相談室長として総括を行っている		

法律事務所等について	
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input type="checkbox"/>
② 事務所名称	( )
③ 登録弁護士	a 専任教員 ( 4 )名、非常勤 ( 0 )名、教員外 ( 0 )名 b 研究者教員 ( 4 )名、実務家教員 ( 4 )名
④ クリニック実施のための法律相談所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑤ 相談所の具体的なあり方	( )
(法科大学院棟に専用相談室があり、対応は担当教員が行っている。また、裁判官経験者2名が受付等を担当している。)	

取り扱い分野	
民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ <input type="checkbox"/> 他に定めていない ・ その他 ( )	除外分野 ( )
学生が関与する内容	
( ) 法律相談 (1回限りのみ)	( ) 傍聴のみで原則として発言しない
( ) 法律相談 (継続相談を含む)	( ○ ) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
( ) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成	( ) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
( ) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	( ) その他 ( )
( ○ ) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	( )
( ) その他 ( )	( )

法律相談への学生の関与形態	( )
依頼者（相談者）に対する費用請求の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
有の場合、どんな場合に請求しますか？	( )

科目の概要

1 法律相談のあり方や守秘義務等についての講義

2 法律相談の実施及び相談内容についての検討と、その中に含まれる課題についての報告・検討を、原則として隔週毎に行なっている。授業の進行はおよそ以下のとおりである。

① 法律相談の実施及び相談内容についての検討を行う。

② 学生は次回までに相談の概要とその中に含まれる事実認定上もしくは法律上の問題点について報告書を作成する。又は、事案によって、受任通知書や内容証明などを起草する。

③ 事案や文書について、全体で検討を行う。

学生は法律相談のみに関し、内容が複雑、裁判に至る可能性が高いなどの事情で受任する場合には、弁護士が事件を引き取り、以降学生は関与しない（ただし、受任に至るものは多くない）。なお、本年度からの試みとして、人吉町において学生参加の無料法律相談を5月に実施した。これは授業時間を利用して行うものであり、リーガル・クリニック活動の一環といえる。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

15コマ程度（全体30コマ）

クリニックの特徴、留意している点など

学外（街中）に附属臨床法学教育研究センター（ローセンサー）を設置し、その中に弁護士法人の協力による法律事務所を設置して、そのローセンサーでクリニックを実施している。現在進行中の事件をクリニックの対案事案として取り上げたり、法律相談の後の事件の進行を適宜報告するなどして、事件解決の全体像が理解できるように留意している。

授業方法実施に際しての課題

- 1 授業の適正規模  
平成18年度は受講者1人であったが（3年次は既修者コース4人である）、19年度は受講者9人であったため、法律相談については2グループに分けて実施した。
- 2 クリニックに相応しい相談案件の継続的な確保  
クリニックの教材としては、出来る限り民事・家事・商事の基本的な事案であって、そこに理論的な問題を含んでいる事案が望ましい。  
教材確保のために、事務所で見つけている事件や事務所に法律相談の申し込みがあった事案の利用のほか、新聞に無料相談の広告を掲載している。
- 3 研究者教員との連携  
クリニックは研究者教員と実務家教員の共同授業が望ましいが、現在のところカリキュラムの一部にとどまっている。共同授業の真の表現のためには弁護士登録をした研究者教員の充実が不可欠であり、現在も研究者教員の弁護士登録を推進し進めることについて大学当局と検討しているが、理解を得るまでにはもう少し時間を要する。したがって、研究者教員との連携については、個別具体的な法律問題が生じた場合に適宜に対応している。

その他

- 1 文部科学省平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム「ローセンサーを活用した臨床教育の高度化」（2年間）の採択により、法律相談電子カルテシステムの構築と広域法律相談事業を推進している。
- 2 法科大学院における臨床教育の充実のためには、地域弁護士会の法律相談センターや法テラスなどと連携が必要である。この中で、特に法科大学院と法テラスの連携については、個別大学の問題ではなくて、司法制度改革の大きな基本設計・政策の中で考えるべき問題であろう。